

## モチベーションクラウド シェアリング利用に関する別紙 新旧対照表(変更部分のみ)

旧条文	新条文
2025年3月9日まで適用	変更理由 2025年3月10日から適用
タイトル <u>コミュニケーションクラウド利用に関する別紙</u>	サービス 名称変更 タイトル <u>モチベーションクラウド シェアリング利用に関する別紙</u> （※以下、全ての条文に同様に適用）
前文 コミュニケーションクラウド利用に関する別紙（以下「本別紙」という）は、株式会社リンクアンドモチベーション（以下「当社」という）が提供するモチベーションクラウド（以下「MCS」という）に付随して提供されるコミュニケーションクラウドの利用条件を定めたものである。本別紙で用いられる語句の定義は、本別紙において別途定義されない限り、モチベーションクラウド規約（以下「原契約」という）に従うものとする。	サービス 名称変更 前文 モチベーションクラウド シェアリング利用に関する別紙（以下「本別紙」という）は、株式会社リンクアンドモチベーション（以下「当社」という）が提供するモチベーションクラウド エンゲージメント（以下「MCE」という）に付随して提供されるモチベーションクラウド シェアリングの利用条件を定めたものである。本別紙で用いられる語句の定義は、本別紙において別途定義されない限り、モチベーションクラウド エンゲージメント規約（以下「原契約」という）に従うものとする。（※以下、全ての条文に同様に適用）
第1条（1） (1)「コミュニケーションクラウド」（以下「CC」という）とは、コミュニケーション力を高め、組織を強化するためのクラウドシステム及びこれに付随して当社が提供するサービスをいう。なお、CCは原契約にて規定される「本サービス」に含まれるものとする。	サービス 名称変更 第1条（1） (1)「モチベーションクラウド シェアリング」（以下「MCS」という）とは、コミュニケーション力を高め、組織を強化するためのクラウドシステム及びこれに付随して当社が提供するサービスをいう。なお、MCSは原契約にて規定される「本サービス」に含まれるものとする。（※以下、全ての条文に同様に適用）
第2条（3） (3)原契約第6条の定めに従い、CCのサービス提供の一部が当社の子会社（議決権の100%を有する子会社）である株式会社リンクイベントプロデュース及び株式会社リンクヨーボレイトコミュニケーションズその他の子会社に委託されること。	社名変更 第2条（3） (3)原契約第6条の定めに従い、MCSのサービス提供の一部が当社の子会社（議決権の100%を有する子会社）である株式会社リンクソシユールその他の子会社に委託されること。

※「以下、全ての条文に同様に適用」は新旧対照表における記載であり、実際の規約本文には含まれません。